

報道関係者 各位

令和4年8月10日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

### 時間額32円引上げ853円へ

#### ～鹿児島県最低賃金の改正答申～

鹿児島地方最低賃金審議会（会長 やまもと 山本 てるまさ 晃正）は、本年7月4日（月）鹿児島労働局長（局長 ちゅうしょ 中 てるひと 所 照仁）から「鹿児島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、鹿児島県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本年8月10日（水）に結論を取りまとめ、同日鹿児島労働局長に対し、「時間額853円」とする旨の答申を行った。

この「時間額853円」は、現行の鹿児島県最低賃金（821円）を「32円」引上げるものであり、過去最大の引上げ額となっている。

鹿児島地方最低賃金審議会においては、去る8月2日中央最低賃金審議会から示された目安額（鹿児島県の場合30円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、鹿児島県最低賃金が改正されることになる。